

鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国際経済変動に対応し、他の企業者や研究機関、商社等と連携して外需獲得に戦略的に取り組む鳥取県内に本社を有する中小企業者（中小企業経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下「県内中小企業者」という。）を支援することにより、県内経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第4欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業提案書の提出及び評価)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による事業提案書、様式第2号による事業計画書及び様式第3号による収支予算書を商工労働部長が定める期日までに提出するものとする。

2 商工労働部長は、事業提案書の提出があったときは、別に定める鳥取県補助金等審査会（鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金審査会）に諮り、採択の可否を決定するものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める場合は、別表の第7欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月15日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

(結果の公表等)

第10条 商工労働部長は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができる。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行、適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表1（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 対象地域	3 補助対象経費 ^{注1}	4 事業実施主体 ^{注2}	5 補助率等	6 補助事業実施期間	7 重要な変更
対象地域において国際経済変動に対応し外需獲得に戦略的に取り組む任意の事業	T P P 1 1、日 E U・E P A及びR C E P対象地域、アメリカ合衆国、英国、インド太平洋地域、香港、台湾	調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓委託費、感染症対策費、雑費等（別表2のとおり）	県内中小企業者その他の企業者や研究機関、商社等による団体、任意のグループ	補助率 3分の2 上限額 2,000千円	12か月間	(1) 補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更 (2) 本補助金の増額を伴う変更

注1 補助対象経費について

- ・消費税及び地方消費税額は、補助対象経費には含まない。
- ・補助対象経費は、補助対象事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等を確認できるものに限る。
- ・交付決定額は、補助対象経費に補助率を乗じて算定した額を上限とする。
- ・交付決定前に発注、購入（支払）、契約等を実施したものは、補助対象経費には含まない。

注2 事業実施主体について

- ・補助申請者は、県内中小企業者とする。
- ・補助申請内容について他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助事業の対象としない。

別表2（別表1関係）

経費区分	内 容
調査・コンサルティング・マーケティング費	国際経済変動・海外市場・ビジネス環境等に係るマーケティング、ビジネスパートナーの斡旋、海外拠点の設置等に係る調査・コンサルティングに関する経費
専門家謝金	指導・助言を受ける外部専門家への謝金
旅費交通費 ^{注1}	職員及び外部専門家等の国内及び海外での移動・宿泊に要する経費
商談会・展示会出展費	商談会出展経費（装飾費含む）、商談会会場経費
各種認証取得費	海外への参入にあたり必要となる各種認証取得費
現地販路開拓委託費	代行営業等、海外現地での販路開拓を委託する費用
感染症対策費	現地での感染予防経費（ハイヤー移動に要する経費等）、PCR検査費、出入国時の隔離措置に要する経費
雑費 ^{注2}	サンプルの輸送に係る通信運搬費、雑役務費、保険料、通関費用、各種検査料・手数料等（上の経費区分に入るものを除く）

注1 旅費交通費について

- ・補助事業者の内部規定に関わらず、実際に要した費用とする。
- ・事業に必要な最小限の人数に係る旅費交通費を補助対象とする。
- ・航空機や船舶の運賃については、実際の利用に関わらずエコノミークラスの運賃相当額を上限とする。また、鉄道やバス等の運賃については、普通旅客運賃又は急行料金に指定席料金を合算した額を上限とし、特別車両料金、コンパートメント料金等の特別に付加する費用は対象外とする。
- ・旅券取得費用、海外保険費用は対象外とする。
- ・国内旅費は、海外との往来に伴う場合に限り最低限必要な費用とする。なお、タクシー代、ガソリン代は対象外とする。
- ・食事代、日当は対象外とする。

注2 雑費について

- ・雑費は、サンプルの輸送に係る経費とし、サンプルの購入、製造等に係る経費は対象外とする。
- ・製品、商品（サンプルは除く）の輸送経費は、対象外とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
企業名
代表者名

印

年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金事業提案書

年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金に係る事業提案書について、下記のとおり提出します。

記

1 事業計画名

2 事業実施計画

3 問い合わせ先 所属・役職名：
氏 名：
住 所：〒

電 話：
ファクシミリ：
電子メール：

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金事業計画（報告）書

1 申請者概要

企業名			
代表者職・氏名			
所在地	〒		
資本金		従業員数	
主たる業種	（日本標準産業分類の小分類）		
各参加企業・機関名及び代表者名			
事業概要	今回実施する事業を150～200文字程度で説明してください。		

2 事業計画名

3 事業実施期間 年 月から 年 月まで（最長12か月間）

4 事業の目的・背景

海外戦略及び位置づけ・方向性、現在実施している又は計画中の海外戦略の内容（目標、顧客、市場ニーズ、具体的な事業）、製品・サービスの海外展開又は輸出入の現況及び評価（具体的な数字を含む）を踏まえて、事業を実施しようとする目的・背景を具体的に記入してください。

5 事業の内容

事業の実施体制、実施方法、スケジュール等、実施する（実施した）内容を具体的に記入してください（図表可）。

6 事業で期待する効果・成果

（計画時）4・5で記入した内容も踏まえ、本事業で期待する成果目標（売上高、成約件数等）を記入してください。

（報告時）事業実施で得られた調査・検討結果（具体的な数字を含む）、海外戦略や海外展開の内容、事業実施で見えてきた課題、今後の目標（売上高、成約件数等）根拠数字を含む）、見込まれる地域経済への波及効果等を踏まえて、事業の成果を具体的に記入してください。

7 県外発注の有無 有 ・ 無

注1 県外発注の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2 「有」の場合は、表内に県外発注する経費及び県外発注する理由を記入してください。

8 他の補助金等の活用の有無 有 ・ 無

注3 他の補助金等の活用（予定を含む）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注4 「有」の場合は、表内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください。

9 消費税の取扱い 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

10 担当者連絡先

部署名			
職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

様式第3号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金収支（予算・決算・変更）書

1 収入の部 (単位：千円)

区 分	金 額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金（C）		
その他		
補助事業総額（A）		

2 支出の部 (単位：千円)

補助対象経費	主な内容	事業に要する （した）経費	左記の経費のうち 補助対象経費	備 考
合 計		(A)	(B)	

※ 主な内容欄には積算を明記すること。

※ 金額は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記載すること。

※ 収入の部の「補助事業総額（A）」と支出の部の「左記の経費のうち補助対象経費（B）」の合計額は同額とすること。

3 補助金申請金額

補助金交付申請額（C）	千円
-------------	----

(B) × 補助率又は補助金上限額
(いずれか低い額を左記に記入)

年 月 日

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金交付要綱（令和4年3月31日付第202200003741号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

職・氏名 様

所在地

企業名

代表者名

印

年度鳥取県戦略的海外展開構築支援事業費補助金進捗状況報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業計画名

2 事業の実施内容

実施した事業の内容を記入してください。

3 経費執行状況

交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
(1) 年度の実績	円	円
(2) 年度の実施予定	円	円